

## 第 704 回

# 東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

平成 31 年 2 月 12 日（火）

午後 3 時 33 分開会

○青少年課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。傍聴人は 3 人となっております。それでは、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○青少年課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 では、ただいまから第 704 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。次第と書かれております資料の 1 ページをご覧ください。

前回の審議会以降の 1 月 15 日から 2 月 11 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 2 誌を指定図書類とすることを決定いたしました。1 月 17 日にプレス発表、店舗等への通知を行い、1 月 18 日に告示いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶファミリー e ルール講座を 18 回開催いたしました。

立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、2 月 6 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、自主規制団体からの聞き取り結果として取りまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また、資料 2 ページから、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、4 ページには、過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書につきましては、過去 1 年以内に不健全指定を 6 回受けた場合に、事業者に対

し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続いて5ページをご覧ください。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の1月分の状況でございます。平成31年1月までに委嘱しております協力員は824名です。1月の活動者数は72名、調査店舗数は356店舗でございます。確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類、不健全指定図書類、成人向けなどの成人マーク付きの図書類の表示図書類、コンビニなどで販売されている、青い半透明のシールでとめることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の類似図書類の3種類です。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しています。

まず、不健全図書として指定した図書類や表示図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。類似図書類については、3店舗で区分陳列が適切にされておりました。また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は6店舗ありました。なお、今月は不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

次の6ページにつきましては、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取扱不適切が1店舗、表示図書類の不適切が1店舗ございました。類似図書類で問題がある店舗はございませんでした。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査は実施いたしませんでした。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、カラオケボックスで青少年制限掲示に問題があった店舗が1店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査は実施いたしませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続いて、7ページをご覧ください。こちらは、雑誌、ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況でございます。図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届け出をすることとなります。①は、2月1日現在の区市町村別届出箇所・台数一覧でございます。設置箇所数は13カ所、設置台数は40台で、先月から変わりありません。

自動販売機立入調査については、3台調査を行ったところ、問題があるものはございませんでした。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

では、ご質問等ございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

なお、調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局、職員以外の方は、この段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、本日の諮問事項について、ご説明いたします。

皆様のお手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

まず、計2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

調査・審議事項と記載されております資料の1ページをご覧ください。諮問第1119号でございます。

さらに2ページにございます、「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」をご覧ください。

こちらに記載されました図書類は、平成30年12月28日から平成31年1月30日までの間に、都内のコンビニ、書店等で青少年が容易に手に取り、閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計123誌のうちから、8ページ、9ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

まず、図書名1が、『ジュネットコミックス354 ピアスシリーズ542 恋獄のミレニウム』、平成31年1月15日に、ジュネット株式会社より発行されております。過去1年間の指定実績は2回です。

図書名2が、『ジュネットコミックス355 ピアスシリーズ543 極道ポルノ』、平成31年1月15日に、同じくジュネット株式会社より発行されております。過去1年間の指定実績につきましても、同様に2回でございます。

該当箇所につきましては、「全編大部分」でございます。該当指定基準は、施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、2月6日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページ、4ページに取りまとめてございますので、ご覧ください。

当日は、18名の方が出席されました。

まず、図書名1『ジュネットコミックス 354 ピアスシリーズ 542 恋獄のミレニウム』です。自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が9名です。その主な内容は、「物語はファンタジー的なストーリーではあるものの、一部に拘束や人格否定の部分が見受けられる。局部は修整されているものの、形がわかるようになっているのが卑わいに感じられる。指定該当」などでございます。「指定非該当」の意見の方は6名で、その主な内容は、「性器は白抜きされており、一部形状がわかるものもあるが、それほど露骨ではない。絵の描き方が全体的にごちゃごちゃしているため、構図や擬音、体液描写がわかりにくい。一応のストーリー性はある。凌辱的なシーンもあるが、荒唐無稽な設定で現実味がない。指定非該当」などでございます。なお、「保留」の方が3名おられました。

続きまして、図書名2、『ジュネットコミックス 355 ピアスシリーズ 543 極道ポルノ』でございます。自主規制団体のご意見といたしましては、「指定やむなし」の意見が14名です。その主な内容は、「男性器の修整が甘く、形状がはっきりわかり、露骨で卑わいな感じを与える。性交シーンが多く、暴力的な性交も見られる。擬音、体液の描写も多い。薬物の使用あり。指定該当」などでございます。「指定非該当」の方は2名で、その主な内容は、「性器部分の修整は小さ目ではあるが、できている。全体の内容から考えても、性交場面も多過ぎると思えない。指定非該当」などでございます。なお、「保留」の方が2名おられました。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

では、調査に入っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(図書審査)

○会長 それでは、図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。

本日は、ピアスシリーズという同じシリーズ本の2冊でございまして、2冊のご意見をまとめてご説明いただきたいのですが、最初が『恋獄のミレニアム』、2番目が『極道ポルノ』ということで、お間違いがないように、2冊それぞれについて、ご説明いただきたいと思えます。

それでは、I委員からよろしく願いいたします。

○I委員 ちょっと2誌ともになっちゃうんですけど、読んだところストーリーもしっかりしてるし、余り卑わい感を感じなかったんですね。だから、個人的にはどうなんだろうと、本当、保留にしたい気持ちにもなったんですけど、やっぱり指定該当箇所のページ数ですね、この全編大部分というところで、区分陳列やむなしと判断させてもらいました。

○会長 ありがとうございます。

次は、B委員、お願いします。

○B委員 私も、卑わい感というのはストーリー上の問題なのか、余り感じなかったんですけど、確かに、該当部分というのは多いなというところ、それから、薬物だったり暴力性という部分も加味すると、指定やむなしなのかなというふうに思います。

以上です。

○会長 D委員。

○D委員 最初の1のほうは、何か絵がごちゃごちゃした感じで、なかなかするっと物語の内容が入ってこなかったんですけども、神父と悪魔というファンタジックなストーリーなんでしょうけれども、ちょっと暴力的な、凶器が使われたりしているところとかがありまして、これは指定やむなしかなと思いました。

2冊目のほうも極道物というか、薬を使ったり、レイプシーンがあったり、銃とかも出てきて、なかなか青少年には向かないのかなということで、指定やむなしでお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

次は、中崎委員。

○中崎委員 私も、2誌とも指定該当でお願いしたいと思えます。

以上です。

○会長 次に、西尾委員。

○西尾委員 1冊目なんですけれども、一応、ストーリー性はあったと思えました。実は初めて、この会に出て、おもしろいと思ったんですけども、ただ、局部の形状がわかったり、体液

も多いので、卑わい感が高いと思います。

それから2冊目も同様に卑わい感が高いと思いますので、2冊とも指定該当でお願いいたします。

○会長 次に、E委員。

○E委員 1冊目は、前半部分はわかりにくいと思っていましたが、話としては人格否定的な描写があるということと、後半部分では性的な部分で体液描写も、非常に多く出ていますので、指定該当ということによろしいと思います。

2冊目は、これはもう全編にわたって、性的シーンでの体液描写とか、擬音の描写だとか、あと消してはあるものの、男性器がわかりやすいかなというところもございますので、指定該当ということによろしいと思います。

○会長 次は、C委員。

○C委員 2冊とも指定やむなしでお願いします。

1冊目のほうは、やっぱり描写がすごく雑で、入っていくまでに時間がかかるという感じがしたんですが、途中から、ちょっと暴力的な部分とか、あるいは、ちょっと消しが甘い部分もありますので、やむなしと思います。

2冊目は、初めのほうは余り、本当にやくざものの本かなというような、簡単に入っていくような、余り描写の激しいところがなかったんですが、やはり内容的には、中に入るにつれて、性交シーンが多かったり、それから銃や薬を使うという、青少年健全にはふさわしくないような場面が多いので、指定やむなしということをお願いいたします。

○会長 では、次はH委員。

○H委員 両誌とも、成人向け図書だと思いますので、区分陳列がふさわしい図書だと思います。

○会長 では、次、G委員。

○G委員 私も両方とも指定やむなしだと思います。

消しというか、絵の処理は、かなり両方とも、ある程度しっかりできていると思いますけども、いかんせん、いわゆる性交シーンが余りにも多いと、結構多いということで、もう、これは消せばいいというものではやっぱりなくて、そういう性描写に、性交シーンが多いということで、ストーリー自体が、やっぱり子供たち、青少年には不適切な内容だという感じがします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

では、A 委員お願いいたします。

○A 委員 このジュネットコミックシリーズ、過去1年間の指定実績が2回あるんですけども、これがまた二冊指定されることとなります。最初の『恋獄のミレニアム』、これは設定が、非現実でちょっとリアリティーに乏しい割には絵が雑なんですよね。それで、ストーリーそのものは、さっきおもしろいとおっしゃっていた方もいましたが、読み込むとそれなりのストーリーにはなっているんですけども、やっぱり描写が雑な上に性描写が目につくというところがひっかかる場所です。保留と言いたいところなんですけども、これも自主規制団体の意見は指定該当が結構多かったです。やっぱり指定、区分陳列はやむを得ないだろうと思います。

2冊目の、『極道ポルノ』も、タイトルに「ポルノ」という割には、ポルノチックなところは余りないんですけども、やくざの中で、こうやって、男をもてあそぶといいますか、セックスシーンが、非常に露骨に出ておまして、この部分が、ストーリー性はあるにしても問題ですので、こっちも区分陳列でお願いしたいと思います。

以上です。

○会長 では、森山委員。

○森山委員 2冊とも区分陳列していただきたい。2冊とも、やっぱり性的なシーンが多いと思います。

○会長 では、F 委員。

○F 委員 2誌とも指定該当と思います。以上です。

○会長 では、最後に私ですが、私も、皆様言われたように、性交シーンの多さと、それから暴力的な行為とか、そういう露骨性、これも、やはり人格否定的だなと思いました。ストーリー性は、どちらも若干はあるなと思いながら読んだところですけども、全体のシーンを通して青少年には好ましくないと考えますので、区分陳列でお願いしたいと思います。

では、以上で皆様のご意見を伺いまして、皆様、2誌とも指定該当でということですので、それで答申をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、2誌指定該当ということで答申させていただきます。

これで本日の諮問事項の審議は終わりましたが、では、事務局から何かございますでしょ



うか。

○青少年課長 それでは、11 ページの都民からの申出をご覧ください。

こちらの都民の申出の1月処理分につきましては、メールによるものが13件ございました。こちらにつきましては、全件、8月以降ご紹介させていただきました同じ図書類に関するものでございます。匿名の申出でございますが、内容等から考えますと、同一の方からの申出と推測されるものでございます。本件につきましては、前回同様、条例施行規則第15条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断しております。

都民の申出は、以上になります。

次に、推奨映画の試写の案内でございます。

次回審議会に諮問予定の映画が1本ございますので、そちらのご案内をいたします。

作品名は、『ヒトラーvsピカソ 奪われた名画のゆくえ』でございます。1回目の試写会が2月15日午後1時から、2回目の試写会が2月27日午後3時30分から。試写会場は、中央区京橋1-6-13、アサコ京橋ビル地下1階にあります京橋テアトル試写室でございます。

なお、いずれも都合がつかない場合は、DVDでの視聴も可能でございます。

映画のご案内は、以上です。

○会長 これについては、特にご質問ございませんでしょうか。

では、続けて事務局から、その他のご説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、続きまして、事務局よりご連絡がございます。

組織改編についてでございます。

現在、「青少年・治安対策本部」という組織名称でございますけれども、4月1日から、「都民安全推進本部」という名称に変更される予定でございます。

こちら、4月1日からの施行予定になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○会長 それでは、以上で本日の調査・審議事項終了になりますが、何かご質問、最後にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、以上で調査・審議事項は終了といたします。

傍聴人の方が再入室されるため、図書名のわかる資料はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局から、ご説明をお願いいたします。

○青少年課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

不健全図書の告示予定日は、平成31年2月15日金曜日、プレス発表は告示日前日の平成31年2月14日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。3月11日月曜日の15時30分からとなります。

それでは、本日は、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時39分閉会